

## 不動産表示登記



## 土地家屋調査士が不動産に関するご相談にお応えします!

お隣との境界を 確認したいが 空き家になっていて 所有者も不明である

相続や 贈与などのために 土地を2つに 分けたい

建物を 取り壊したが あとの手続きが わからない

建物を 改築・増築したが 登記が必要かどうか わからない

> 畑や 山林などを 宅地にしたい

所有している 土地の番地を 1つの番地に まとめたい

自分の 土地の面積を 知りたい

日時

「金曜日〕 10 時~16 時

場所

千葉県土地家屋調査士会館

千葉市中央区中央港 1 丁目 23 番 25 号

お問い合わせ

043-204-2312

主催:千葉県土地家屋調査士会



